

諮問第3号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について」に対する答申（案）の概要

総合科学技術会議では、本指針で対象としているヒトES細胞が、将来的には移植用の臓器等の作成を通じて医療等への応用が期待されている一方で、ヒトES細胞の樹立は人の生命の萌芽であるヒト胚の滅失を伴うことや、ヒトES細胞がヒトのあらゆる細胞に分化する可能性があり生殖細胞の作成等を通じ個体の産生につながる可能性を有することなどを踏まえ、本指針案について慎重に議論を行い、指針案の基本的枠組みについては了承するとともに、指針案に対する修正点及び運用の在り方について、以下の意見を取りまとめた。

人の尊厳の保持という理念をどのように示すかという観点

【関連する主な意見】

- ・人の生命の萌芽たるヒト胚に対する配慮として人の尊厳を侵すことのないようにすることを明記。
- ・ヒトES細胞が人のあらゆる細胞に分化する可能性があること、及びそのためにヒトES細胞の取扱いに際しても人の尊厳を侵すことのないようにすることを明記。

ヒトES細胞の樹立及び使用はどのような枠組みで行うべきかという観点

【関連する主な意見】

- ・本指針の対象としている基礎的研究と別の基準が必要とされる臨床研究の区別を明確にするため、人に適用する臨床研究について当面行わないことを明記。
- ・複数の機関が連携してヒトES細胞の樹立機関の業務を行う場合、樹立計画についてはそれぞれの倫理審査委員会で審査することが明らかになるよう修正。

ヒト受精胚を提供する者の人権をいかに保護していくかという
観点

【関連する主な意見】

- ・ 提供者へのインフォームド・コンセントに係る説明は、中立性という観点から、樹立責任者以外の樹立機関の者を説明者として樹立機関の長が指名。
- ・ 提供者のインフォームド・コンセントの撤回は、1か月に限定せず、提供医療機関から移送されるまでの間であれば、撤回可能であることを明記。

本指針の適切かつ円滑な運用のためにどのような点に留意すべきかという観点

【関連する主な意見】

- ・ 文部科学省は、総合科学技術会議に本指針の運用状況について、適時適切に報告。
- ・ 厚生労働省及び経済産業省の関係部局と審査状況について情報を共有化するなど十分な連携の確保。